

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在の会社Bに雇用され、工事現場の施工管理等の業務に従事していた。
- 2 請求人によると、○年○月○日、工事現場において重量物を運搬中に膝を痛めたという（以下「本件災害」という。）。請求人は、同月○日、C医療機関を受診し、「左膝内側半月板損傷、外傷性変形性膝関節症」と診断され、その後、「右膝内側半月板損傷」と診断され、療養を継続した結果、○年○月○日をもって治癒（症状固定）となった。その後、請求人は、左膝高位脛骨骨切り術を施行することとなったため、監督署長は、○年○月○日をもって再発と認め、更に療養を継続した結果、○年○月○日をもって改めて治癒となった。
- 3 本件は、請求人が治癒後の期間である○年○月○日から同年○月○日までの休業補償給付の請求をしたところ（以下「本件請求」という。）、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

なお、請求人は、同年○月○日から同年○月○日までの期間にかかる休業補償給付を支給しない旨の処分について、審査請求を経て再審査請求（平成30年労第114号事件）を、同年○月○日から同年○月○日までの期間にかかる休業補

償給付を支給しない旨の処分について、審査請求を経て再審査請求（平成30年労第116号事件）をしている。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の本件災害に係る傷病は○年○月○日をもって治癒（症状固定）したとして、○年○月○日以降の期間に係る休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

当審査会としては、ヒアルロン酸注射については治療効果が期待できるものではなく、請求人の傷病は○年○月○日をもって治癒していると判断しているところであり（平成30年労第114号事件）、本件請求についても治癒後の請求であるから認めることはできないと判断する。

なお、請求人は、左膝関節について、○年○月○日撮影のMRI画像と○年○月○日撮影のMRI画像を比較して、壊死部分が減少し、また、歩行についても改善しており、ヒアルロン酸注射による治療効果が表れていると主張しているが、当審査会としては、最新の医学的知見を踏まえ、ヒアルロン酸注射の治療効果は期待できないものと判断しているところであり、たとえ請求人の左膝高位脛骨骨切り術の施術後○年ないし○年後に請求人の症状が一定程度軽快していたとしても、そのことのみをもってヒアルロン酸注射の治療効果が期待できるものと認めることはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、

請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。